副

第２回黒潮町議会６月定例会会議録

平成 27 年 6 月 10 日　開会

平成 27 年 6 月 17 日　閉会

黒　潮　町　議　会

黒潮町議会６月定例会会議状況

月　日	曜日	会　議	行　　　事
6 月 10 日	水	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・委員会付託・委員会
6 月 11 日	木	休　会	委員会
6 月 12 日	金	休　会	委員会
6 月 13 日	土	休　会	休　会
6 月 14 日	日	休　会	休　会
6 月 15 日	月	本会議	一般質問
6 月 16 日	火	本会議	一般質問
6 月 17 日	水	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論・採決・閉会

黒潮町告示第26号

平成27年6月第2回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月3日

黒潮町長　　大　西　　勝　也

記

1　期　　　日　　　平成27年6月10日
2　場　　　所　　　黒潮町本庁舎　3階　議会議事堂

平成27年6月10日（水曜日）
（会議第1日目）

応招議員

1番	坂 本 あ や	2番	濱 村 博	3番	藤 本 岩 義
4番	山 﨑 正 男	5番	澳 本 哲 也	6番	宮 川 德 光
7番	小 永 正 裕	8番	中 島 一 郎	9番	宮 地 葉 子
10番	森 治 史	11番	池 内 弘 道	12番	浅 野 修 一
13番	小 松 孝 年	14番	矢 野 昭 三		

不応招議員
なし
出席議員
応招議員に同じ
欠席議員
なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾﨑憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小橋和彦	書記	都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

3番	藤本岩義	4番	山﨑正男

議 事 日 程 第 1 号

平成27年6月10日　9時00分　開議

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期の決定

日程第3　議案第8号から議案第13号まで

（提案理由の説明・質疑・委員会付託）

●町長から提出された議案

議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて （平成 27 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）
議案第 9 号	黒潮町税条例の一部を改正する条例について
議案第 10 号	黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号	黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 12 号	黒潮町老人の家設置条例を廃止する条例について
議案第 13 号	平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 1 号	2016 年度地方財政確立に向けた地方自治法 99 条に基づく議会採択について

議　事　の　経　過

平成27年6月10日
午前9時00分　開会

議長（矢野昭三君）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成27年6月第2回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従って会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第1号から第3号までが町長から、第4号から第7号までが監査委員から提出されました。議席に配付していますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配付しております文書表のとおりです。

陳情第1号から第3号までを総務教育常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告につきましては議席に、また、町長の行動報告につきましては全員協議会でそれぞれ配付しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

平成27年6月第2回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

今議会におきましても、真摯（しんし）な対応に努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

それでは、3月定例議会以降主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、地区防災計画の取り組みについて報告させていただきます。

昨年の6月議会で、地域コミュニティーが災害に強くなければ、また地域コミュニティーは防災に取り組まなければ、自らの命を守ることも、家族の命を守ることも、地域を守ることもできないという東日本大震災の教訓に深く学び、わがこととして感じられる手作りの防災計画、いわゆる地区防災計画への取り組みを開始する趣旨の報告をさせていただきました。

昨年度中に30回、延べ参加者828人に及ぶ説明会を実施してまいりましたところ、現在、34地区から地区防災計画の作成を開始するという回答をいただいております。町と致しましても、これらの地区を支援するために地域担当職員への研修を3回実施して準備を進めてまいりました。

平成27年のはその活動が本格化してまいります。今後は、大学等の専門機関の支援体制を整えるとともに、黒潮町自主防災会と協働した地区防災シンポジウムを開催しながら、それぞれの地区での取り組み状況を全町的に共有してまいりたいと考えております。

また、この地区防災計画の取り組みは、現在、小中学校で進めておる黒潮町津波防災教育プログラムと相まって、黒潮町の防災文化のまちづくりへの大きな流れになっていくものと考えております。

次に、黒潮町庁舎建設計画について報告させていただきます。

これまでご報告をさせていただきました、その後の経過および事業の進ちょくについて報告させていただきます。

庁舎および防災広場、幹線道路等として計画しております、スケン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設の造成詳細設計ならびに地質調査業務につきましては、本年５月末で完了を致しました。

庁舎建設基本設計および実施設計業務につきましては、株式会社山下設計関西支社に委託しており、現在、黒潮町庁舎建設庁内検討委員会を設置し、策定済みの庁舎建設基本計画や町民アンケート調査等のご意見を基に、コンパクトで利便性を高めた窓口機能、防災拠点施設としての機能などを反映した基本設計を作成中でございます。

また、区域内の用地取得状況につきましては、契約見込みを含めますと約89パーセントとなっております。

次に、一般社団法人黒潮町農業公社の経営状況について報告させていただきます。

黒潮町における施設園芸は、他の市町村と同様に、高齢化と後継者不足により年々減少している状況が続いており、本町にとりまして基幹産業である施設園芸を維持するためには新規就農者の確保が喫緊の課題となっております。

このため、新規就農者の確保と将来の担い手の育成とともに、町内外の施設園芸に関する研修の場とすることを目的に、農業公社を平成25年度に設立を致しました。

役員５名とJA出向職員１名の体制で、県の補助事業を活用し15アールのAPハウス２棟、合わせて30アールの研修用ハウスを建設し経営を開始したところでございます。

平成25年９月より研修を実施しております２名の研修生も２年目となり、前年同様に10月より促成キュウリの栽培を開始し、併せて簿記の研修や視察等も行いながら、栽培技術はもとより経営知識の向上を図っているところでございます。

その２名の研修生も本年８月には研修を終え、新規就農者として町内で自立して営農に取り組んでいく予定であり、現在、ハウス施設の確保についても準備を進めているところでございます。

なお、本年９月以降の研修生につきましても、６月８日より募集を開始致しました。

公社の経営状況も、25年度154万5,334円に引き続き、26年度につきましても761万2,446円の黒字となっており、余剰金の運用計画とともに、本来の目的である後継者育成に取り組んでまいります。

次に、こうち・くろしお太陽光発電株式会社の経営状況について報告させていただきます。

昨年、黒潮町、高知県、福留開発株式会社が出資して設立を致しました、こうち・くろしお太陽光発電株式会社の株主総会が去る５月28日に開催をされました。

報告されました損益計算書によると、10月20日から３月31日までの売電対象発電電力は、26万5,275キロワットアワー、売電累計金額954万9,895円。受取利息、雑収入を含めると955万4,175円の収入を計上致しました。

また、一般管理費、支払利息、住民税等の支出は963万4,106円であり、当期の赤字は７万9,931円となりました。

その原因と致しましては、昨年10月20日から売電を開始し、約５カ月間の収入であるのに対し、支出は、昨年４月８日の会社設立以来約１年間分を計上しているため、その差額として赤字が生じました。

現在、順調に発電しており、１年間効率的な発電を継続することにより、本年度においては黒字を計上できると考えております。

最後に、平成26年度普通会計等の決算見込みの概要について報告させていただきます。

平成26年度普通会計の決算は、積極予算の中でも財政健全化に努めた結果、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支が約5億6千万円になる見込みとなっており、このうち、繰越財源の約2億円を差し引いた実質収支が3億6千万円程度の黒字となる見込みでございます。

次に、ほかの8つの特別会計の決算でございますが。

国民健康保険事業特別会計につきましては、約2億1,800万円の大幅な赤字となる見込みでございます。このことから、引き続き繰上充用を行う補正予算を5月31日付で専決処分し、今議会で承認をいただくべく報告をさせていただいております。

他の特別会計は、すべて黒字決算となる見込みでございます。

今後も、南海地震対策や庁舎移転建設など大型事業を控えておりますので、起債残高も増加が予想されていることから、今まで以上に慎重な財政運営を心掛けていかなければならないと考えております。議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのご理解とご支援をよろしくお願い致します。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番藤本岩義君、4番山崎正男君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月10日から6月17日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は8日間に決定しました。

日程第3、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算）から、議案第13号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成27年6月第2回黒潮町議会定例議会に提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第8号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第13号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についてまでの6議案でございます。

内訳は、専決処分の承認を求めることが1件、条例の一部改正が3件、条例の廃止が1件、補正予算が1件となっております。

まず、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

この専決処分は、平成26年度の国民健康保険事業特別会計決算見込みで、歳入が歳出に対し約2億1,840万円の不足が生じることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成27年度国民健康保険事業特別会計予算からの繰上充用を行うことと致しました。

よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告させていただきますとともに、議会の承認を求めるものでございます。

国保事業の健全化につきましては、26年度に国保税の改正と一般会計からの法定外繰入を行うこととし、本年度におきましては地方消費税交付金を充当し、6,000 万円の法定外繰出を行う予算のご承認をいただいているところでございます。

また、国保制度を維持していくためには、医療費適正化の推進とともに、国保税の歳入確保に向けて一層取り組んでまいります。

今後は、高知県が事業者となる30年度をめどに、国の財政支援を見極めながら累積赤字の解消に取り組み、国保事業の健全化を図っていきたいと考えております。

今後も、被保険者の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いするものでございます。

次に、議案第9号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付され、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行日から施行されることから、黒潮町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議案第10号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、厚生労働省が定める介護サービス等の基準につきまして3年に一度の改正を行われており、平成27年度につきましても、介護施設の運営など細部にわたる関係省令の改正に合わせ、条例改正を行うものでございます。

次に、議案第11号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、厚生労働省が定める介護サービス等の基準につきまして3年に一度の改正が行われており、平成27年度につきましても、介護サービスの事業の人員や支援内容などの関係省令の改正に合わせ、条例改正を行うものでございます。

次に、議案第12号、黒潮町老人の家設置条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例の老人の家につきましては、高齢者に住宅と生活の場を提供することを目的に設置をしておりましたが、近年利用者はなく、地震等による崩壊の危険解消のため撤去したことに伴い、条例の廃止を行うものでございます。

次に、議案第13号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ6億7,081万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ114億1,581万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主な事業は、地震津波対策として木造住宅の耐震診断および改修工事の追加と、佐賀津波避難タワーの建設費につきましては、26年度より繰り越ししていたものを本年度27年度に再計上し、用地の購入など建設期間の延長に対応したことにより、大幅な追加額となっております。

このことにより、建設工法の検討など建設期間に余裕ができるとともに、財源としております津波避難対策等加速化臨時交付金も補助対象事業として確保しているところでございます。

主な事業内容につきましては、民生費では、県が要配慮者避難支援対策事業費補助金を新設したことにより、要配慮者避難支援対策事業委託210万9,000円、台帳作成のための要援護者システム改修委託に102万6,000

円などを追加し、林業費では、昨年の豪雨や台風による小規模な路面補修および排水路などの補修委託に 542 万 2,000 円。冒頭申し上げました防災費では、当初予定しておりました 100 件の木造住宅耐震診断事業が、5 月、6 月の申請受付分ですべて充足されてしまうため、さらに 100 件分の 339 万 5,000 円を追加致しております。

また、避難タワー建設管理委託 200 万円と 15 節工事請負費 6 億 2,000 万の追加は、佐賀津波避難タワー建設に伴うものでございます。

教育費では、基礎学力の定着を中学校で図るため、学習支援員を配置する事業 217 万 9,000 円を計上しております。

これら歳出に対する歳入は、各事業に伴う国、県の補助金および起債を借り入れ充当し、不足額につきましては財政調整基金で調整をさせていただきました。

以上で提案説明を終わりますが、議案第 8 号から 13 号まで、この後副町長ならびに担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

担当課長（住民課長）。

住民課長（藤本浩之君）

それでは私から、議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて補足説明をさせていただきます。平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算専決第 1 号、この黄色の予算書第 1 ページをご覧ください。

この予算につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いました。同条第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものです。

予算総額について説明を致します。歳入は 3 ページ、歳出は 5 ページをご覧ください。

補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 1,840 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 826 万 6,000 円としたものです。

歳出について説明致します。9 ページをご覧ください。

前年度繰上充用金 2 億 1,840 万円を計上していますが、これは平成 26 年度国保会計決算見込みの歳入見込みが約 19 億 6,280 万円、歳出見込みが約 21 億 8,120 万円となり、収支差引が 2 億 1,840 万円不足しますので、この不足額を平成 27 年度の財源から補てんするため予算措置を行いました。平成 26 年度へ繰上充用をしたものです。

歳入不足の内訳は、平成 25 年度までの財源不足に繰上充用で支出した約 1 億 8,200 万円と、平成 26 年度単年度の不足額約 3,640 万円の合計 2 億 1,840 万円となります。

歳入について説明致します。上の 8 ページをご覧ください。

歳入は、歳出の繰上充用金と同額の国庫支出金を増額補正したものです。

以上で議案第 8 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

担当課長（税務課長）、どうぞ。

税務課長（川村一秋君）

それでは、議案第 9 号の補足説明をさせていただきます。

議案第 9 号の黒潮町税条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書は 4 ページからになります。

改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律、平成 27 年法律第 2 号が平成 27 年 3 月 31 日に交付され、行

政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法の施行日から施行されることから、黒潮町税条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の1ページをお開きください。

第2条は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下マイナンバー法という、の改正により整備するものです。

1ページから2ページをご覧ください。

23条は、法人町民税における恒久的施設に係る規定を、法人事業税、県税と同様とするものです。

第33条は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税、所得割の課税標準額の計算において、譲渡所得については所得税法の計算によらないものとするものです。

第36条の2は、マイナンバー法による法人番号の規定を整備するものです。

3ページをご覧ください。

第36条の3の3は、法改正に合わせて適用条項の修正をするものです。

3ページから9ページをご覧ください。

第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、74条の2、第89条、第90条、第139条の3は、マイナンバー法による個人番号または法人番号等の規定を整備するものです。

9ページから10ページをご覧ください。

附則4条は、法改正に合わせて適用条項の修正をするものです。

10ページから13ページをご覧ください。

附則第10条の3は、マイナンバー法による個人番号または法人番号等の規定を整備するものです。

13ページから14ページをご覧ください。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例を削除するものです。

14ページから15ページをご覧ください。

附則第22条は、マイナンバー法による個人番号または法人番号等の規定を整備するものです。

議案書の6ページをお開きください。附則をご説明致します。

第1条では施行期日を定めており、それぞれ法の施行期日に合わせたものです。

6ページから7ページをご覧ください。

第2条では、町民税に関する経過措置として適用期日等を定めています。

第3条では、固定資産税に関する経過措置として適用期日等を定めています。

第4条では、軽自動車税の経過措置として適用期日等を定めています。

7ページから14ページをご覧ください。

第5条では、町たばこ税に関する経過措置として、紙巻たばこ3級品に係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に、4段階で軽減、廃止するものです。

町たばこ税の税率は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までが、千本につき2,925円、平成29年4月1日から平成30年3月31日までが、千本につき3,355円、平成30年4月1日から平成31年3月31日までが、千本につき4,000円となり、平成31年4月1日からは、紙巻たばこ1級品と同額の、千本につき5,262円となります。

第6条では、特別土地保有税に関する経過措置として、適用期日等を定めています。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

担当課長（健康福祉課長）。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

議案第10号、議案第11号の条例改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第10号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書は15ページからになります。

厚生労働省が定める介護サービス等の基準につきましては、3年に一度の改正が行われており、平成27年度につきましても関係省令の改正が行われていることから、今回の改正は関係省令の改正内容に合わせた条例改正となります。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の16ページからの新旧対照表により説明をさせていただきますが、改正の数も多く、省令の改正に合わせた細かな改正案となっておりますので、要約を抜粋しての説明となりますことをご了承いただきたいと思います。

まず、参考資料の18ページをお開きください。

目次中、第9章の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護への改正につきましては、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活が継続できるよう、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできるよう名称を変更することとして、国の省令が改正されたための改正となります。

18ページ下段からの第8条第2項および19ページの第5項では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者又はその家族等からの通報に対応するオペレータに関する規定で、適用範囲の修正や、夜間のオペレータに充てることができる施設等の範囲を併設から同一敷地内に改正する国の省令に合わせた改正案としております。

20ページをご覧ください。

第25条第2項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針として評価や公表を定める条項となりますが、これまで定期的な外部評価を受ける必要があったものを、質の評価を行った上で、介護医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする改正を省令に併せ行っております。

また第34条では、契約に基づき定期巡回・随時対応型訪問看護のサービスの一部を行わせることができる事業所として、21ページの1行目において指定訪問看護事業所を追加し、指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所とともに、利用者の処遇に支障がなく、地域の実情を勘案し適当と認める範囲内において、契約に基づき、事業の一部についてその従業者に行わせることができる旨の改正を行っております。

21ページの第62条からは、認知症対応型通所介護を定める条項で、第62条で語句を加えることで目的の明確化を行い、また、22ページのとおり第65条に第4項を加えることにより、夜間及び深夜に指定外のサービスを提供する場合には、町長に届け出るものとする規定を追加しております。

22ページ、利用定員等を定める第67条では、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所では、利用定員を、これまでの事業所ごとから共同生活住居ごとに一日当たり3名以下とする改正などを行い、さらに事故発生時の対応として、23ページの第80条の2を新設して厳格化する改正案としております。

24ページをご覧ください。

24ページ下段の第84条からは小規模多機能型居宅介護の基準を定める条項で、25ページの第6項におきまして、表を追加することにより、小規模多機能型居宅介護の従事者が職務を兼務することができる条件、施設および資格を明記するとともに、26ページにおいて、これまでの第1号から第4号までの各号を削っております。

また、27 ページ下段からの第 85 条において、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が従事できる職務の追加等を行い、同一敷地内の事業所が新総合事業を行う場合で、利用者の処遇に支障がない場合は、一部のサービスについて兼務を可能とする改正を行っております。

29 ページの第 87 条の登録定員及び利用定員において、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を、これまでの 25 人以下から 29 人以下に改正するとともに、29 ページ下段の表を追加することにより、通いサービスの登録定員が 25 名を超える場合の利用定員を規定しております。

30 ページの第 93 条では基本取扱方針を定めている条項で、第 93 条第 2 項の評価や公表を定める条項を、これまで定期的な外部評価が必要であったものを、質の評価を行った上で、運営推進会議に報告した上で公表する仕組みにする改正を省令に併せて行っております。

30 ページまでのその他の改正につきましては、主に適用条項の修正および名称の変更に伴う改正などになっております。

31 ページをご覧ください。

31 ページ下段の第 115 条の規定につきましては、認知症対応型共同生活介護に関する規定で、ただし書きを追加することにより、用地の確保が困難であることなど地域の実情により効率的な運営のために必要と認められる場合は、共同生活住居の数を 3 にできる旨の改正を行っております。

33 ページをお開きください。

第 137 条につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護の運営に関する基準を定めている条項で、有料老人ホーム等で行う生活介護などを受ける際の法定代理受領サービスを受けるために、利用者から同意を得ることによりその意思を確認する旨が規定されておりましたが、老人福祉法の改正により、事業所が介護報酬などの前払い金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務付けられていることから、条令で規定する必要がないため、第 137 条の規定を削除する改正案となっております。

同様の理由により、34 ページ上段の第 150 条第 2 項の第 9 号の規定につきましても、条項を削ることとしております。

34 ページの第 153 条第 4 項につきましては、本体施設と密接な連携を確保し、別の場所で運営されるサテライト型居住施設について、省令の改正に合わせ、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加した従業員の員数の規定を改正しております。

35 ページ上段の第 1 号の改正につきましても、同様の理由による改正となります。

その他、35 ページ、36 ページの改正につきましては適用条項の修正や名称の変更に伴う改正となり、37 ページの第 153 条第 17 項の追加につきましては、サテライト型居住施設として指定地域密着型介護老人福祉施設を追加する改正を行うことから、その従業者の員数の基準を定めております。

38 ページの第 178 条第 2 項に第 7 号を加え、運営推進会議の記録を整備しなければならないと規定し、厳格化する内容の改正を行っております。

39 ページをお開きください。

39 ページ上段の第 9 章、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めることにつきましては、先に説明させていただきましたとおり、サービスの内容が具体的にイメージできるように名称を変更する関係省令の改正に伴い改めるものです。

以下、43 ページまでの改正につきましては、主に名称が変更されたことに伴う改正となっております。

43 ページの第 196 条の登録定員及び利用定員において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を、これまでの 25 人以下から 29 人以下に改正するとともに、下段の表を追加することにより、通いサービス

の登録定員が25名を超える場合の利用定員を規定しており、国の省令に合わせた改正案となっております。

45ページをお開きください。

45ページ中段の第198条第2項の、定期的に外部の者による評価を受けての部分を改める改正につきましては、看護小規模多機能型居宅介護も第三者が出席する運営推進会議が外部の者による評価に当たり、自らがサービスの質の評価を行い、公正、中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする改正を行うものです。

改正案の最終ページの51ページまでの、その他の改正につきましては、主に名称が変更されたことに伴う改正、および適用条項の修正に基づく改正となっております。

以上で議案第10号の補足説明とさせていただきますが、地域密着型サービスとして、黒潮町におきましては小規模多機能型居宅介護として、しらゆり、おおがたがあり、また、認知症対応型共同生活介護の施設として、和夏、優夏、しらゆり、みうらの4施設があり、これらの施設はこの条例に基づき施設の運営を行っているところです。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書は21ページからになります。

この条例改正の理由につきましても、3年に一度改正される介護サービス等の基準が平成27年度においても改正されたことから、本町におきましても、関係省令の改正に伴い条例の一部を改正する必要があることから提案するものです。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表により説明させていただきますが、先の議案第10号と重複する部分の多い説明になることと思います。

先の議案第10号に規定する地域密着型サービスにつきましては、要介護1から5と認定された要介護者が利用するための施設の基準を定めるもので、この議案第11号につきましては介護予防サービス事業となっておりますので、要支援1、2と認定された方が利用する施設に関する基準となります。

それでは、参考資料の52ページをお開きください。

52ページの第8条第4項の追加につきましては、介護予防認知症対応型通所介護の事業者が夜間および深夜に指定外のサービスを提供する場合、町長に届け出るものとする規定を加えて厳格化することとしております。

その他、52ページ、53ページの改正案につきましては、第4項を追加したことによる調整と、適用条項の修正等に伴う改正となっております。

54ページをお開きください。

54ページの第10条の改正につきましては、介護予防認知症対応型通所介護の利用定員等を定めている条項で、認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所につきましては、これまでの事業所ごとから共同生活住居ごとに一日当たり3人以下とする改正などを行うとともに、55ページ下段の第38条に第4項を加え、事故発生時の対応について、指定サービス以外のサービスを提供している場合の措置について厳格化しております。

56ページの第45条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護の従業員の員数を定めておりますが、第6項におきまして表を追加することにより、その従事者が職務を兼務することができる条件、施設および資格を明記するとともに、57ページにおいて、これまでの第1号から第4号までの各号を削っております。

以下59ページまで、議案第10号の改正案に基づく改正や適用条項の修正、また、この条例の改正案に基づ

く改正となっております。

59ページの第46条をご覧ください。

第46条の改正案につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者が従事できる職務の追加、変更の改正となっております。同一敷地内の事業所が介護予防、日常生活支援総合事業を行う場合で、管理上支障がない場合は、管理者が従事できる他の職務を追加、変更する改正となっております。

また、61ページ、第48条の登録定員及び利用定員において、介護予防指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員をこれまでの25人以下から29人以下に改正するとともに、下段の表を追加することにより、通いサービスの登録定員が25名を超える場合の利用定員を規定しております。

62ページ下段から63ページの第67条第2項の基本取扱方針につきましても、これまで定期的な外部評価が必要であったものを、質の評価を行った上で、運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする改正を省令に合わせて行っております。

また、介護予防認知症対応型共同生活介護の規定である63ページの第75条では、ただし書きを加え、用地の確保が困難であることなど、地域の実情により効率的な運営のために必要と認められる場合は、共同生活住居の数を3にできる旨の改正を行っております。

その他の改正につきましては、適用条項の修正等となっております。

以上で補足説明とさせていただきますが、議案第10号と同様の施設が、この条例に基づき施設の運営を行っております。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第10号および11号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

担当課長（地域住民課長）。

地域住民課長（村越豊年君）

失礼致します。

私からは、議案第12号、黒潮町老人の家設置条例を廃止する条例について補足説明をさせていただきます。議案書の25ページ、26ページをお開きください。

黒潮町老人の家設置条例を廃止するものでございます。

この老人の家につきましては、高齢者に住宅と生活の場を提供することを目的に設置してまいりましたが、平成21年以降、高齢者の賃貸は該当者もいなくなり、また、この建物自体が老朽化が著しく、以後は受け入れを中止をしてまいりました。

そして、地震等による崩壊の危険性という地域住民の不安解消のために解体工事を進めてまいりましたところでありますけれども、この解体工事が平成27年3月31日をもって完了したことに伴いまして、この条例の廃止を提案させていただくものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

それでは私の方から、議案第13号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 1 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 6 億 7,081 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 114 億 1,581 万 5,000 円とするものでございます。また、2 条で地方債の変更を行っているところでございます。

詳細につきましては、まず歳出の事項別明細書から説明を致します。16 ページをお開きください。

主だった事業につきましてご説明を致します。

まず、2 款 1 項 6 目企画費、8 節報奨費 12 万円、11 節需用費 28 万円、役務費 10 万円の合計 50 万円の追加は、集落活動センター北郷で行う米あめにつきまして、無印良品さまとの販路開拓のための試作品の開発費用を計上したものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 385 万 2,000 円の追加は、避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画の策定や避難訓練の実施などを目的に、県が要配慮者避難支援対策事業費補助金を新設したことによるものでございます。

内訳の主なものとしまして、7 節賃金 162 万円は、臨時職員を雇用する経費でございます。

17 ページ、13 節委託料は、個別避難計画の策定や避難訓練の実施を行う要配慮者避難支援対策事業委託 210 万 9,000 円と、台帳作成のための要援護者システム改修委託に 102 万 6,000 円を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金の 100 万円の減は、当初予算において社会福祉協議会に雇用する臨時職員に補助金として交付する予定であったものを、今回、賃金として計上致しましたので、不要となる分を減額するものでございます。

3 項 3 目児童福祉施設費、7 節賃金 110 万 2,000 円の減額は、臨時運転手の賃金につきまして 5 款の労働費に統一をして計上することとしたための減額でございます。

18 節備品購入費の 111 万 7,000 円の増額は、大方くじら保育所の食器洗い機を故障のため買い換えるものでございます。

18 ページになります。

5 款 1 項 1 目地域雇用促進事業費、7 節賃金 160 万 2,000 円の増額は、総務関係と保育所の臨時運転手を統一するために移行したものでございます。

6 款 2 項 2 目林業振興費、13 節委託料 542 万 2,000 円の増額は、昨年の豪雨や台風による小規模な路面補修および排水路などの補修を行うための経費を計上致しました。

飛びまして、9 款 1 項 3 目消防施設費は、少年消防クラブの活動備品につきまして、宝くじ関連の自治総合センター交付金 50 万円が助成されたことによりまして、財源組み替えを行っているところでございます。

19 ページ、4 目防災費 6 億 5,585 万 1,000 円の内訳でございます。

7 節賃金 203 万 1,000 円の増額は、避難道などの整備を進めるために、用地関係の用務の臨時職員の雇用を行うものでございます。

13 節委託料、木造住宅耐震診断委託 339 万 5,000 円の追加は、当初予定しておりました 100 件の木造住宅耐震診断事業が、5 月、6 月の申請受付分ですべて充足をされてしまうため、さらに 100 件分を追加するものでございます。

そして、避難タワー建設管理委託 200 万円と、15 節工事請負費 6 億 2,000 万円の追加は佐賀避難タワー建設に伴うもので、冒頭、町長が申しましたとおり、26 年度より繰り越ししていたものを、本年度 27 年度に再計上をし、用地の購入、建設期間の延長などに対応するものでございます。このことにより、建設工法の検討など建設期間に余裕ができることとなり、財源としております津波避難対策等加速化臨時交付金も 27 年度計上分

は補助対象となることを県に確認済みでございます。

19節負担金補助及び交付金、木造住宅耐震改修工事費補助金2,825万円は、消費税による県の補助限度額の増額分、一件2万5,000円の20件分の50万円の追加と、さらに30件分2,775万円を追加するものでございます。

また、ブロック塀対策費補助金7万5,000円は、県の補助限度額の増額分、一件5,000円、15件分を計上致しました。

10款教育費、1項2目事務局費は、首長部局との協働による新たな学校モデル構築事業費委託金の受け入れによりまして100万円の財源組み替えを行ってございます。

20ページ。

3項中学校費、2目教育振興費、7節賃金、学校支援事業217万9,000円の追加は、基礎学力の定着は小学校の早い時期から必要であるとして、これまで小学校で取り組んでまいりました。今年度、新体制になりまして、生徒の状況なども考慮し学習支援員を中学校に配置するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13ページの歳入事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、14款国庫支出金、2項6目消防費、国庫補助金の住宅建築物安全ストック形成事業費補助金1,562万5,000円は、歳出の木造住宅耐震改修工事費補助金などに対応するものでございます。

15款県支出金におきましては、説明欄に記載のありますそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

次に、14ページ、18款繰入金の財政調整基金繰入金1,308万1,000円は収支の調整を行うものでございます。

次に、14ページから15ページの21款町債は、歳出の追加に対応するもので、事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

次に、9ページに戻りまして、第2表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額26億1,470万円を、補正後は32億5,410万円とするものでございます。

その他、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの14ページの21款町債の計と同額となるものでございます。

以上で補正予算の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで提案理由の説明を終わります。

この際、13時まで休憩します。

休　憩　　9時　58分

再　開　　13時　00分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

議会広報常任委員会の委員の選任について報告致します。

当該委員の小松孝年君が5月8日付で委員を辞職しましたことに伴い、同日付で議会広報常任委員会の委員に池内弘道君を指名しましたので報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑はありませんか。

山崎君。

4番（山崎正男君）

私の方は1点だけ。

国保の特別会計の決算見込みという資料を頂きましたが、この国保会計と繰越額が2億1,840万という数字とですね、決算資料では2億1,830万3,482円ということになっておりますが。

この9万円余りの違いはどういうとこにあるがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

先ほどの山崎議員の質問にお答え致します。

歳出につきまして2億1,303万462円ということでございますが、繰り上げの方が2億1,840万ということでございます。

これにつきましては、9 万円は、今後もし変動があったときのための余分な費用としてですね、予備費という形の部分で、この部分を9万円を追加させていただきました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

本来は、これは1,000円単位ぐらいでとどめるべきものであろうと思いますが、それは考え方としてはどうながでしょうかね。なるべく決算に合わせた数字に近づけるという考え方は。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

山崎議員のご質問にお答え致します。

本来でしたら、円までかっちりそろえる必要があろうかと思いますが、まだ5月31日で見込みでございますので、この見込みの部分を少し余分に組まさせていただきました。

以上です。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

この条例ですけど、正直言って読んでみても、また説明を聞いてもなかなか分かりにくいというものなんで

すけども。私にとってはですね。

一つですね、これは納税者にとってはマイナンバー制度に変わるので、そのところを変えていくと。そういうふうにとらえていいんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

そしたら、お答えを致します。

マイナンバーのですね、施行が 10 月から番号の交付が始まります。それによってですね、この条例では番号の記入する所とですね、それから法人番号を入力いうか入れる所いうことで、納税者にとってはその番号を入れると。いろいろと申請とかいう部分になります。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

番号を入れるという説明でした。

私がちょっと勘違いしてるのかもしれませんけど、自分たちの納める税金、それからまあ納めた状況とか、そういうものが全部そのマイナンバー制度に登録されていく。そういうことに変わるのかなと思った。そうではないんですか。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

ご質問にお答えします。

今、マイナンバー制度が交付されましたらですね、そのナンバーで管理をするようになります。

いいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今ですね、年金でも、まあ 125 万件でしたか流出したということで、国の方では大きな問題になってますけど。一つのものに組み込まれていくとですね。

で、これがまあマイナンバー制度に全部私たちの納税状況なり納税が組み込まれていくと、いろいろ今後あるかと思うんですけど。そういうセキュリティー問題っていうのも町としても考えていかなきゃならないんじゃないかなと思うんですけど、そういうことも考えてあるのか。

それからもう一点ですね、じゃあ納税者としては特別、今までどおりで変わりないというふうにとらえてよろしいですか。納税方法ね。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

当然セキュリティーはですね、考えていかないかん問題です。大切な問題となります。

それで、納税者の納税の方法なんかはですね、今までとは変わりはないです。ただ、窓口ででですね、番号の提示とかいうことにはなってくると思います。

議長（矢野昭三君）

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

森君。

10番（森　治史君）

この正誤表で、新旧のあれでお尋ね致します。

まず20ページの方でございますが、20ページの新しくなった方で第25条の所にですが。この中に、これは事業をする側が自己の評価をするということになっておりますが、これはものすごい緩和ではないかなというように。自己評価っていうことを自分でして、それをまあ何らかの機関でそれが正しいかどうかということを判断していただくことにはなろうかと思いますけど、これは受け取り方かもしれませんけど、いわゆる事業への緩和政策というように受け取められますのと。

それと、32ページの方の115条にあります所ですが、これでその指定認知症対応型共同生活事業所とかいろいろありまして、その数は1また2とする。ただし書きがありまして次のページの方にいきましたら、1つの事業における共同生活住居の数を3とすることができるとありますが。この1、2の3という数字が入っておりますが、これの意味がちょっと理解できないことと。

それから、33ページの方で137条は削除となっておりますが、この旧の方の137条の中の最後の方ですけど、これは施設の方が利用者に説明しその意思を確認しなければならないという部分が削除されておりますが。利用者の方のこの意思確定とか、そういうものはどこで今度採用するがでしょうか。ちょっとここの部分が削除になっちょうことに疑問を感じるがですが。事業者の方が利用者に対する意思の確認を取らないかんということになっとるものが削除になっておりますが。

そのことについてお尋ね致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

森議員の質問にお答えします。

20ページの第25条第2項、そのほか、議案第10号でしたら93条第2項、198条第2項に、議員がご指摘される外部的な評価が必要であったところを、質の評価を行い運営審議会等に報告した上で公表する仕組みとするという説明をさせていただきました。

これまでにつきましても、その新旧対照表の旧の所を見ていただいたら分かりますように、質の評価を行うとともにというフレーズが入っております。

ご質問の所につきましては、各地域密着型サービスの事業所につきましては、2カ月に一度運営審議会等を開催しており、これまでの条例では運営推進会議とは別に介護の質の評価を行い、定期的な外部の者の評価を受けて、これらの結果を公表し常に改善を図らなければならないとされております。運営審議会と別に外部の者の評価が必要である旨の規定で二重の評価が必要であると規定されておりましたが、常時開催しております運営審議会が、これまでどおり自らがサービスの質の評価を行い、中立公正な立場にある第三者が出席する運

営審議会が外部評価に当たるものとして、二重の評価を行うまでに至らないとの国の省令の要件緩和がされたため改正するものです。

以上です。

それと、32ページ。すいません、ページ数間違えてますね。

115条ですね。

（森議員から「はい」との発言あり）

3の意味ということですが、まず共同生活住居について説明をさせていただきます。

共同生活住居とは、いわゆるユニットという数になります。通常、9名から10名ほどがユニットということになりまして、ユニットというのは、なじみのある職員と信頼関係を持って支援するケアシステムの単位です。その数を3にするという条例の改正となっております。

それと、37ページの137条につきましては、先ほどの説明の中でもさせていただきました。137条につきましては先ほどの説明と重複しますが、老人ホーム等で生活を行う生活介護などを受ける際の法定代理受領のサービスを受けるために、利用者からこれまで同意を得ることによりその意思を確認する旨の規定がありましたが、老人福祉法の改正等により、前払金を受領する場合は根拠を明らかにすることが義務付けられていないことなど、関係省令の簡素化に合わせて削除する改正案となっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森　治史君）

説明にはありましたけど、どうしても20ページの方のあれでいくと、まあ法の改正であって、どうのこうの言うことはできないような答弁でありますけど。

やはり、何かこう規制緩和で、そこが緩くなるかなという疑問点はまあ受けましたけど、個人的な私の解釈になりますけど、こういうような規制緩和的なものはだんだん緩くなってきていくがじゃ。まあ、経営者にとっては都合がいいかなというようには受け取れる部分があります。

それから、そこはもうさて置きまして、さっき言うたユニットの数ながですけど。2から3ということは10ないし9のユニットという説明でしたので、10名まででしたかね。ユニット、ワンユニットが9名という形で。で、その施設の中に2つユニットがあったとして、拡張する場合に土地の確保ができないとかいろんな支障があったときには、その中で3ユニットできるというように、もう一つ増やせるというように解釈がしておりますが、その解釈でよろしいんでしょうか。

それと、137条の削除の所で言われましたけど。これは結局、前もってそのホームに入るすべてのお金を前払いした場合については、法的にそういう法定代理受領サービスのあれがなくなることによってここを削除したというように受け取れたんですが。ほいたら、それができない人ですよね、前払いができない人についても、こういう項目はもう適用じゃなくなるということなんでしょうか。それはまた、ほかのとこの条例の中で制定されてるんでしょうか。

聞かせていただいた説明の範囲では、いわゆる前払いのできる方という前提があったと思いますので、前払いのできない方、その利用費を。の場合はどのような対応になるがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

議員の質問にお答えします。

地域の実情により用地の確保が困難である場合は3にして構わないという体制で、要件緩和に当たると思います。

それと、137 条の法定代理受領サービスにつきましては、前払金を受領する場合という前提が付いておりますので、支払うということではないという理解でおります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森　治史君）

前払いをするということがお金を受けてることでないというような、今説明でなかったかなと思うんですけど。

そうすると、前払いをすればという言葉で説明を受けたんで、私の方としては利用料を、まあ終身払いをしてるということで、前もって。いう解釈ながですが。だから、法的にその法定代理人の受領サービスの手続きが不要になるというように解釈したがですが。そこのへんはどんなもんでしょうか。

その、お金を前払いという。この前は前払いと付いたから、私は利用料の前払いというように取っておるがですが、私の方の誤認ながでしょうか。

そのへんをお願い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

例えば、事業者が介護報酬の代理受領をする要件として前払いを受けるとかいう場合に対応する条項となります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで、議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町老人の家設置条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

老人の家についてですね、説明では場所もなかったですし、その点ちょっとお尋ねしますけど。

場所がどこなのかということと、それから、どのような目的でこれは造られていたのか。その利用状況ですね。そうれはどういうもんだったのか。

それと、建物がもう古くなったような説明がありましたけど、何年ぐらい前に建てられたものなのか。

そのへんの説明をお願いします。

議長（矢野昭三君）

ちょっと休憩します。

休　憩　　13 時　22 分

再　開　　13 時　22 分

議長（矢野昭三君）

正会に復します。

宮地さん、担当、厚生ですか。

（議場から何事か発言あり）

それは大丈夫。

ちょっと休憩します。

休　憩　　13 時　22 分

再　開　　13 時　22 分

議長（矢野昭三君）

正会に復します。

答弁の方、お願いします。

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

宮地議員のご質問にお答え致します。

黒潮町老人の家につきましては、黒潮町佐賀。現在の派出所のある隣にありました、以前は母子センターというふうな形で建築をされておりましたけれども、それが古くなってですね、歯科診療所としても一時期使用しておりました場所です。それが新しく歯科診療所も建築してですね、建物が空いた関係で、そこを高齢者の賃貸住宅というふうな部分で活用してまいったところでございますけども、あまりにも建築年数もたって、利用者もいなくなったことから解体するというふうな部分で、解体工事を行ったものでございます。

以上です。

（宮地議員から「答弁漏れですけど、いいですか」との発言あり）

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

利用状況がどうだったのかっていうのと、それから何年ごろ建てられたものなのか、分かればですけど。何年ごろいうのは大体でよろしいですので、それお願いします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

この部分につきましては昭和 46 年の建築。

それから利用状況ですけども。部屋が 3 部屋というふうな形で 3 人というふうな部分が使用できるような形

でしたけども、最後は1名の方が平成20年というふうな形で入居しておりました。それ以後は入居しておりませんので、受け入れも老朽化のために危ないということで中止をしてまいりました。

で、平成15年からは一部をEM菌の培養施設として活用もしてきたところでございますけども、現在はそのEM培養施設も移転をして、きちっと活用をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第12号の質疑を終わります。

次の議案第13号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算については分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

森君。

10番（森　治史君）

17ページですけど、民生費の方の13節委託料です。この委託料、要配慮者避難支援対策事業委託と要支援者システム改修等の委託というふうになっておりますが、委託先が分かればお願い致します。どういう所へ委託するか。

このシステムの方で見れば、恐らくパソコンの方のシステム改築等かと思いますけど、その上の方の支援対策事業委託というのは。

できれば両方を、どういう先に委託されるかをお願い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

要配慮者避難支援対策事業委託につきましては、黒潮町社会福祉協議会を予定しておるところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森　治史君）

この労働費の方ですけど、160万と2,000円組まれておりますが。

最初、この臨時、保育所の方の運転手さんということで、バスの運転手さんの雇用費をこちらの労働費にあてごうたということになっておりますが、これには上の2款の方の賃金、臨時運転手さんが含まれておるかどうか。でなかったら、計算がちょっと合わないと思うんですが。

最初この、私、総務の方で総務の方はちょっと詳しいに聞けませんので。ここで数字が50万増えておるのは、上の総務の方から入ってきたか否かについてをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

民生費の110万なにがしと総務の50万、足してですね、合計で160万2,000円の臨時運転手の賃金をここに移行したということでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ございませんか。

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

今、労務費かね。5款かね。

（議長から「今は5款です。労務費です」との発言あり）

ああそうか。

7款はまだやね。

議長（矢野昭三君）

いいですか。

（山﨑議員から「はい」との発言あり）

じゃあ、元へ返ります。

5款、質疑はございませんね。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森　治史君）

これも13節の委託料になりますが、林業振興業務委託費ということで、路面と排水の改修工事というように説明を伺っておりますが、これは、いわゆる林道とか林道の作業道の補修をされるものなのか。

この予算からすると、少し町道の方の修理は不可能かなというように思うんですが、どこの方をやられるのか。そういう説明ができたらいただけたらありがたいかなと思いまして。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾﨑憲二君）

お答えします。

この委託料につきましては、町内の主な林道15路線、それの小規模災害、倒木、落石。そのようなものを排除してですね、作業車両が通行しやすくするための分です。

森林組合の方に委託をしてありますので、町道等は対象とはしておりません。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

私はその商工費の中の賃金と委託料についてお聞きします。

賃金は産休の代替ということですが、この期間と人数が分かれば教えてください。

それから、観光費については委託料ですが、委託先と委託面積。どれぐらいの面積をやられるのか。

お聞きします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは山﨑議員のご質問にお答え致します。

まず、臨時職員雇用の賃金でございますけれども。期間は7月16日から3月31日までの期間の分を見込んでおります。人数は1人分でございます。

続きまして、委託料の件でございますけれども。委託先は、入野松原保存会を予定をしております。そして面積ですけれども、面積の設定ということではございませんで、松を約500本植えれる予算にしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山﨑君。

4番（山﨑正男君）

ちょっと聞き取れませんでした。

植栽ですか。植栽、500本植える。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

松を500本分です。

議長（矢野昭三君）

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。
次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。
小永君。

7 番（小永正裕君）
19 ページの工事請負費、避難タワーのことですが。
（議場から何事か発言あり）
総務、これ。

議長（矢野昭三君）
休憩します。暫時休憩。
休　憩　　13 時　33 分
再　開　　13 時　33 分

議長（矢野昭三君）
正会に復します。
質疑ございませんか。
藤本君。

3 番（藤本岩義君）
今、小永議員が言われておった所の部分になると思うんですが、避難タワーを今回、繰り越しから一般会計、この年度のがに組み込んだわけですが。
この中でちょっとよく分からないんですが、あの避難タワーをやられる周辺にはですね、住宅、住居がございます。それの事前調査費というがは当然必要やと思うんですが。例えば、ああいう建物を建てますので重機が動いたり、あるいは無振動であったとしてもですね、いろいろ事前に調査をしてないと後でいろんなトラブルがあったときに対応ができない。
通常、こういう大きな工事を行うときはですね、前もって周辺の住居とかそういうものの調査をしておいてですね、確認をしておいて、それから工事を始めると思うんですが。その予算というのはどこに組んでおられるんでしょうか。

議長（矢野昭三君）
情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）
では、藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。
今おっしゃるとおり、こういう工事をするときに周辺住宅の事前調査、もし後で住宅が傷んだりというときの補償の調査、確実に必要でございまして。
そのやり方として、設計段階でやる場合と、それから工事をする工事費に含んでやる場合とございまして。今回、工事費に含んで、工事の着手前というか、そこでやるように計画しております。
以上でございます。

議長（矢野昭三君）
ほかにございませんか。
宮地君。

9 番（宮地葉子君）
すみません、それに関連しまして今の所ですけど、工事請負費ですけど。

昨年度より増えてますよね。金額がね。それに、説明では用地購入費だとかそういうのを説明がありましたけど、昨年のときも用地購入費は昨年の予算に含まれてたと思うんですけど。

増えた理由は、まあ工事が遅くなったっていうのもありましたけど、もう少し詳しくですね、かなりな金額増えてますので教えていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問、工事費の増えた理由についてご説明をさせていただきたいと思います。

昨年度の事業で、事前にボーリング調査を実施致しました。それでその調査の結果、当初考えていたよりですね、基礎地盤が深くなっております。そうすることによって、地価の公費が昨年の計上しておった予算よりも高くなってきたということと。

それから、住民の方といろいろワークショップとかしてくる中で、今回のタワーにつきましてスロープ、階段と併設してやはりスロープをつけると。これは、従来というか平成25年に建ててきた5台のタワーと比較しても、今回、佐賀のタワーは別格というか数段高くなる関係でですね、やはり階段だけでは住民側の方から要望に出ておるとおりですね、少し配慮が必要だろうということで、スロープをこの設計の中に盛り込むということを決めました。

その2つが、予算が増えた大きな原因でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ございますか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

最初の説明で用地購入費が入ってると言われましたけど、前回のときにはじゃあ用地購入費は入ってなかったんですか。今の説明ではちょっと分からなかったんですけど。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

用地の件の答弁が漏れてましたので、用地についてご説明をさせていただきたいと思います。

用地については27年度の予算ではなくて、26年度の繰越予算で対応する予定です。

以上でございます。

（議場から何事か発言あり）

工事費とは別です。公有地の、節で言うと17になってきて、工事、15とはまた別の項目で、26年度の繰越予算で確保しています。

議長（矢野昭三君）

質疑ございますか。

藤本君。

3番（藤本岩義君）

すいません、先ほど答弁で聞きよってボーリング調査をしたということでしたが。

そこはどれぐらいの深さまで掘らないと岩がないんですかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員のボーリングの調査状況について概略、ご説明をさせていただきたいと思います。

ボーリング調査、平成26年度事業として予定地、地権者の了解を得て2カ所ボーリング調査をしましたところ、一方で41メートル50ぐらい、42メートル近く掘っております。これでも岩は出ておりません。

それからもう一方は、今、30メートル近く掘っております。これでも岩は出ておりません。

ただですね、基礎地盤といいましてN値の確保といって、タワーを建設するのに岩着ではなくても、そのN値を基礎地盤として確実に確保できると強度的には大丈夫ですので、このN値という強度の地基盤の柱を支える強さですね。それを確保できるということで、ボーリングは終了しております。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ございますか。

宮川君。

6番（宮川德光君）

1点確認ですが。

この規模のすごい大きなタワーということで、以前も周辺の住民の方のご理解をよく取っていただくようにというような話も出てましたけども、そこのあたりをちょっと確認させてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員のご質問にお答えしたいと思います。

非常に高いタワーですので、周辺住民との話し合いはできてるかというご質問ですけれど、これまでに3回やっております。周辺住民の方と3回、1カ所に集まってやっておって、なお、その会場に来られない方については一軒一軒訪問して、経過を報告したり、同意を得たりしております。

最終的には、設計がほぼ出来上がった、できれば今月中に最終的な説明会をして終了しようと思っておりますけれど。住民の方、さまざまなご意見ございますけれど、合意を得て進めておると思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、第2表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2表地方債補正についての質疑を終わります。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務教育常任委員会には、議案第9号。議案第12号。議案第13号のうち、歳入の全部。歳出のうち2款、9款、10款。第2表地方債補正を付託します。

産業建設厚生常任委員会には、議案第8号。議案第10号。議案第11号。議案第13号のうち、歳出のうち、3款および5款から7款までを付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間　　13時　44分